

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた皆さんへ

住民税や固定資産税などの
特例措置を受けられる場合があります

▶問い合わせ 税務グループ (☎01155)

各申告や申請の必要書類、そのほかの措置などについて、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



○住民税

①寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響で中止となるなどした文化芸術・スポーツイベントのチケットを払い戻さず『寄附』することで、所得税や住民税の寄附金控除が受けられます。

※対象となるイベントなどについては、文化庁・スポーツ庁のウェブサイトをご覧ください。

②住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延などによって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われているなどの要件を満たしている場合には、期限内に入居した場合と同様の減税措置が受けられます。

※住民税での住宅ローン控除の適用は、所得税において住宅ローン控除を控除しきれなかった額がある場合に限り受けられます。

※①・②の控除を受けるには申告が必要です。

○固定資産税・都市計画税

中小企業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

中小企業者などが、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月の売上が前年同時期と比べて30%以上減少した場合は、必要書類を添付し申請していただくことにより、令和3年度課税分に限り、償却資産・事業用家屋に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。

◎軽減率

売上が30%以上50%未満減少している場合	2分の1
売上が50%以上減少している場合	全額

○軽自動車税

軽自動車税環境性能割の軽減措置

税率1%の軽減措置を令和3年3月31日(木)まで延長します。

日時 8月26日(水)9時30分
場所 労働福祉センター
対象 60歳以上の方
持ち物 筆記用具
※当日、直接会場にお越しください。

シルバー人材センターの
入会説明会を開催します

申し込み・問い合わせ 土木・公園G (☎4115)

※対象は登別市民に限りません。
※掘り起こしや運搬などは、受け取りを希望する方の負担となります。

希望する方は、問い合わせください。

供や受け取りを
樹木などの提
を
式ウェブサイト
詳しくは、市公



ツジが登録されていますので、

庭で育てられなくなった樹木や
花などを、希望する方に紹介す
る制度です。現在、サツキやツ

グリーンデータバンクは、家
庭で育てられなくなった樹木や
花などを、希望する方に紹介す
る制度です。現在、サツキやツ

グリーンデータバンクを
ご存じですか

『エール建設券』の受け付けが始まります

市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内建設事業者を支援するため、市民による建設工事などへの消費喚起を促進する『エール建設券』を、8月中旬から交付する予定です。

※7月10日(金)以降に着工し、令和3年2月28日(日)までに完了する工事に使用できます。

▶対象 居住する自己所有の住宅や外構の改修などを、エール建設券の取扱事業者に発注して行う方

▶発行額 対象となる工事の額6万円につき、1万円分（1世帯あたり最大10万円分）

※予算額に達し次第、受付は終了となります。

▶必要書類 申請書（商工労政グループ（アーニス2階）に備え付け、または市公式ウェブサイトなどに掲載）、対象工事の見積書、工事前の外観や工事予定箇所の写真、住宅の所有者が確認できる書類（令和2年度固定資産税・都市計画税の納税通知書のコピーなど）

※申請方法など、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



申請から使用までの流れ（一例）

- ①エール建設券の取扱事業者（市内事業者）に工事の見積もりを依頼
※取扱事業者については、市公式ウェブサイトをご確認ください。
- ②必要書類を、市が委託する受付業者に提出
※審査などを経て、市がエール建設券を自宅に郵送します。
- ③支払時に、エール建設券を工事費の一部として、取扱事業者に提出

▶問い合わせ 商工労政グループ (☎2171)

販売期限 8月14日(金)

サマージャンボ宝くじが
発売されています

お問い合わせ 登別市シルバー人材センター (☎0880)

問い合わせ 企画調整G (☎1122)

※この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。